

ジャカルタ日本人学校維持会規則案内(チカラン日本人学校)

2020年2月10日

■ 入学の条件

1. チカラン地区及びその周辺に所在する日系企業、または、日系団体で、自己に所属する従業員の子を学校に就学させようとする者は、法人寄贈者にならないといけない。(付属定款第10条1項)
2. 所属すべき企業、または団体が法人寄贈者にならない場合、若しくは所属すべき企業、または団体がいない場合において、子女を就学させようとする日本国籍者は、個人寄贈者にならないといけない。(付属定款第11条1項)
3. 入学を希望される場合は、下記に定められた寄付金納入と同時に義務賛助金を納入しなければならない。(付属定款第13条5項・第15条3項)

■ 寄贈基準

法人寄贈者

- A 資本金基準(在日法人本社の払込資本金基準)及び、
- B 駐在員基準(1年以上駐在している者及びその予定者数)で定められた基準額の合計額が入会金となります。

A.資本金基準		B.駐在委員基準		
資本金		寄付金(Rp)	駐在員数	寄付金(Rp)
1,000億以上		897,400,000	71名以上	1,025,600,000
700億以上	1,000億未満	769,200,000	51-70名	769,200,000
500億以上	700億未満	641,000,000	41-50名	641,000,000
300億以上	500億未満	512,800,000	31-40名	512,800,000
200億以上	300億未満	384,600,000	21-30名	384,600,000
100億以上	200億未満	256,400,000	10-20名	192,300,000
50億以上	100億未満	192,300,000	7-9名	128,200,000
10億以上	50億未満	128,200,000	4-6名	76,920,000
	10億未満	89,740,000	3名以下	38,460,000
	5億未満	64,100,000		
	1億未満	25,640,000		

資本金基準

企業・団体の日本の親会社の資本金を基準に算定します。

親会社が同一で在インドネシアのグループ企業が複数社ある場合、在インドネシア現地法人、グループ企業のうち一社(代表会社)に資本金基準の寄付金額を適用し、他の会社は駐在員基準寄付のみとします。

駐在員基準

在インドネシアのグループ企業各社がそれぞれのチカラン地区の駐在員数に応じた駐在員基準寄付金額を算定し、各社の合計をして納入頂きます。

※1. 設立時(2018年8月)に定めた寄付基準で適用していた寄付金額上限額(1000万円)は廃止します。

※2. 入会後にグループ企業が追加になる場合は駐在員基準の寄付金額が入会金となります。

※3. 日本の親会社からの寄付も受付けます。海外子女教育振興財団向け寄付にて特別減税の適用もありますので詳しくはチカラン日本人学校にお問い合わせください。

個人寄贈者

個人寄贈者基準 (Rp)	寄付金(Rp)
	38,100,000

■ 義務賛助金

寄贈者は、毎年所定の義務賛助金を毎年 10 月から翌年の 3 月の間に納入しなければならない。
(付属定款第 17 条 1 項)

日本人学校維持会賛助会員退会届を提出しない限り義務賛助金の支払いの義務があります。
毎年 10 月 1 日現在の在籍生徒数を以って下表の義務賛助金を徴収いたします。

在籍児童生徒数	金額 (Rp)
0 人	1,930,000
1-4 人	3,860,000
5-9 人	7,730,000
10-14 人	11,600,000
15-19 人	15,470,000
20-24 人	19,340,000
25-29 人	23,210,000
30 人以上	27,080,000